**〇〇〇ロータリークラブ定款**

**第１条　定義**

1.　理事会： 本クラブの理事会

2.　細則： 本クラブの細則

3.　理事： 本クラブの理事会メンバー

4.　会員： 名誉会員以外の本クラブ会員

5.　RI： 国際ロータリー

6.　衛星クラブ（該当する場合）： 潜在的クラブ。その会員は本クラブの会員でもある。

7.　書面： 文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。

8.　年度： ７月１日に始まる12ヵ月間

**第２条　名称**

本会の名称は、\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_ロータリークラブとする。

（国際ロータリー加盟会員）

本会の衛星クラブ（該当する場合）の名称は、\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_ロータリー衛星クラブ（\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_ロータリークラブの衛星クラブ）とする。

**第３条　クラブの目的**

本クラブの目的は、

(a)　「ロータリーの目的」の達成を目指すこと

(b)　五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること

(c)　会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること

(d)　ロータリー財団を支援すること

(e)　クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

**第４条　クラブの所在地域**

本クラブの所在地域は、\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_とする。

本クラブの衛星クラブは、本クラブと同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。

**第５条　目的**

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

第１　知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること

第２　職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；

第３　ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；

第４　奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

**第６条　五大奉仕部門**

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実際的な規準である。

１．奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。

２．奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。

３．奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。

４．奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。

５．奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

**第７条　会合**

**第１節 ― 例会**。

(a) 日および時間。本クラブは、毎週１回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。

(b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。

(c) 会合の変更。正当な理由がある場合は、理事会は、例会を、前回から次回の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。

(d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。

(1) 祝日に当たる場合、またはその週に祝日が含まれる場合

(2) 会員の葬儀の場合

(3) 全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、

(4) 地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合

理事会は、ここに列記されていない理由であっても、１年に４回まで例会を取りやめることができるが、本クラブが３回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。

(e) 衛星クラブの例会（該当する場合）。細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週１回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第１節(c)と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第１節 (d)の理由によっても取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。

**第２節 ― 年次総会**。

(a) 役員を選挙するため**、**収入と支出を含む年間予算の執行状況を発表するため、昨年度の年次報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

(b) 衛星クラブ（該当する場合）は、衛星クラブの管理全般を担う役員を選挙するため、12月31日までに年次総会を開催するものとする。

**第３節 ― 理事会の会合**。理事会のすべての会合後60日以内に、書面による議事録が全会員が入手できるようにすべきである。

**第４節 ―例外。**第７条に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。ただし、クラブは少なくとも月に２回、例会を行わなければならない。

**第８条　会員身分**

**第１節 ― 全般的資格条件**。本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、職業上および地域社会でよい評判を受けており、地域社会および世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

**第２節 ― 種類**。本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の２種類とする。第９条に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。この会員は正会員または名誉会員としてRIに報告される。

**第３節 ― 正会員**。RI定款第５条第２節の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。

**第４節 ― 衛星クラブの会員**。本クラブの衛星クラブの会員はスポンサークラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとしてRIから加盟が認められるまで続く。

**第５節 ― 二重会員の禁止**。いかなる会員も、同時に、

(a) 本クラブと、本クラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または

(b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

**第６節 ― 名誉会員**。本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

(a) 会費の納入を免除される、

(b) 投票権を持たない

(c) クラブのいかなる役職にも就かない

(d) 職業分類を保持しない

(e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできる。

**第７節 ― 公職に就いている人**。一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、その公職に在任中、以前の職業分類を保持することができる。

**第８節 ―例外。**本定款の第８条第２節と４～６節に従わない、ならびにこれらに優先する規定細則に含めることができる。

**第９条　クラブの会員構成**

**第１節 ― 一般規定**。各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕の種類に従って分類されるものとする。職業分類は会員本人の会社、企業、団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものでなければならない。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

**第２節 ―** クラブ会員基盤の多様化を推進する手段としてのクラブ会員構成。このクラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

**第10条 出席**

**第１節 ― 一般規定**。各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

(a) その例会時間の少なくとも 60パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席するか、または、

(b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示するか、または、

(c) クラブのウェブサイトに例会が掲載されてから１週間以内定例のオンライン参加型活動に参加するか、または、次のような方法で同年度以内に欠席をメークアップしなければならない。

(1) 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。

(2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。

(3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。

(4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。

(5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの参加型活動に参加すること。

(6) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。

(7) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI理事会またはRI会長の承認を得て招集された他の会合、合同ゾーン大会、RI委員会会合、地区大会、地区研修・協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公 表されたクラブの都市連合会に出席すること。

**第２節 ― 海外への長期旅行による欠席**。会員が14日以上にわたり国を離れている会員は、欠席のメークアップ期間に拘束されない。会員が旅行中他国で他クラブあるいは衛星クラブの例会に出席するならば、会員の海外旅行中欠席した例会のメークアップとして有効とみなされる。

**第３節 ―遠方での勤務中の長期の欠席**。会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブが合意していれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

**第４節 ― その他のロータリー活動による欠席。**欠席のメークアップが必要とされないのは、会合のときに、会員

(a) 第１節(c)(7)に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。

(b) 役員または RI委員会の委員、TRF管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。

(c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。

(d) RIに雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。

(e) メークアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、または TRFの提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。

(f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

**第５節 ― RI役員の欠席**。会員が現役の RI役員または現役の RI役員の配偶者／パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

**第６節 ― 出席規定の免除**。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

(a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長12ヵ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の12ヵ月を超えて延長することができる。

(b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、少なくとも 20年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

**第７節 ― 出席の記録**。第６節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第４節第６節(b)または第５節の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と出席は、本クラブの会員数と出席者数に含まれるものとする。

**第８節― 例外。**第10条に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。

**第11条　理事および役員および委員会**

**第１節 ― 管理主体**。本クラブの管理主体は、細則規定される理事会である。

**第２節 ― 権限**。理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

**第３節 ― 理事会による最終決定**。クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第15 条第６節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の３分の２の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも５日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定である。

**第４節 ― 役員**。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、１名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督も役員であるが、 細則の定める場合、理事会のメンバーとすることができる。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

**第５節 ― 役員の選挙**

(a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の７月１日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。

(b) 会長の任期。会長ノミニーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前18ヵ月以上２年以内に選挙されるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の７月１日に、会長エレクトとなる。会長は、７月１日に就任し、１年間、その職務に当たる。後任者がしかるべく選挙されなかった場合、現職の会長の任期を１年に限り延長するものとする。

(c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが１年未満であってもこの要件満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも１年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと研修・協議会に必ず出席するものとする。免除された場代理を必ず派遣しなければならない。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任してはならない。会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

**第６節 — 本クラブの衛星クラブの組織運営**（該当する場合）。

(a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする。

(b) 衛星クラブの理事会。日々の運営のため、衛星クラブ独自の理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および４～６名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長（chair）であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計である。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担う。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。

（c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査済みまたは検査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

**第７節 — 委員会**。本クラブは次の委員会を有すべきである。

(a) クラブ管理運営

(b) 会員増強

(c) 公共イメージ

(d) ロータリー財団

(e) 奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

**第12条　会費**

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

**第13条　会員身分の存続**

**第１節 ― 期間**。会員身分は、以下に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

**第２節 ― 自動的終結**。

(a) 例外。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし、会員が本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転するが、引き続きクラブ会員たる すべての条件を満たしている場合、理事会は

(1) 会員が本クラブに留まることを許可する。または、

(2) 新しい地域社会にあるクラブを訪問して知り合いになってもらうために１年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。

(b) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が本節（a）項の規定によって終結した場合、その人物は同じまたは別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、またはその他の職業分類の下に、再度入会申込をすることができる。

(c) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

**第３節 ― 終結 ― 会費不払**。

(a) 手続。期日後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告後10日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結して差し支えない。

(b) 復帰。理事会は、元会員が申請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

**第４節 ― 終結 ― 欠席**。

(a) 出席率。会員は、

(1) 年度の各半期間において、メークアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、クラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも12時間参加しているか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。

(2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない（RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする）。規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結されることがあるできる。

(b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第12条第５節もしくは第６節に従う場合を除き、連続４回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

(c) 第13条　第４節に従わない、ならびに優先する規定を細則に含めることができる。

第**５節 ― 終結 ― その他の理由**。

(a) 正当な根拠。理事会は、いずれの会員も、クラブ会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の３分の２以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第８条の第１節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。

(b) 通知。理事会が本節（a）項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられなければならない。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。また、会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

**第６節 ― 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。**

(a) 通知。幹事は、理事会決定後７日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知しなければならない。その会員は通告後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、調停を要請するか、もしくは仲裁に訴えるか、いずれかを通告することができる。調停 または仲裁の手続は第17条に規定されている。

(b) 提訴。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも５日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。

**第７節 ― 理事会による最終決定。**もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

**第８節 ― 退会。**会員の本クラブからの退会の申出は書面をもって行い（会長または幹事宛）、理事会が受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。

**第９節 ― 資産関与権の喪失。**いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、すべて、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員がなんらかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

**第10節 ― 一時保留。**本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

(a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、

(b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、

(c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取られるべきである場合、および、

(d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外されるべきである場合、

理事会は、その３分の２以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間（ただし最大90日間）と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第６節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

**第14条　地域社会、国家、および国際問題**

**第１節 ― 適切な主題。**地域社会、国家および世界の福祉にかかわる公共問題は、クラブ会合における公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

**第２節 ― 支持の禁止。**本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

**第３節 ― 政治的主題の禁止。**

(a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して行動を起こしてはならない。

(b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配布してはならない。

**第４節 ― ロータリーの発祥を記念して。**ロータリーの創立記念日、２月23日の週は、世界理解と平和週間とである。 この１週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

**第15条　ロータリーの雑誌**

**第１節 — 購読義務**。本クラブが RI理事会によって、免除されていない場合、各会員は、いずれかのRIの機関雑誌を購読しなければならない。同じ住所に住む２人のロータリアンは、機関雑誌、を合同で購読してもよい。購読は、本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払い日に支払われるものとする。

**第２節 — 購読料**。購読料は、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、RIまたは RI理事会の指定によって購読する地域雑誌の発行所に送金しなければならない。

**第16条　ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守**

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、クラブの定款・細則に従い、その規定を順守し、これに拘束されることを受諾するものとする。これらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。 各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

**第17条 仲裁および調停**

**第１節 ― 意見の相反**。現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間の意見の食い違いは、理事会の決定を除き、当事者のいずれかが幹事に要請し、調停または仲裁によって解決を図るものとする。

**第２節 ― 調停または仲裁の期限**。仲裁の要請を受理してから21日以内に、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定しなければならない。

**第３節 ― 調停**。調停の手続きは、以下のいずれかでなければならない。

(a)　国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたもの

(b)　代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたもの

(c)　RI理事会もしくはTRF管理委員会が定めた指針文書において勧められるもの

調停人にはロータリアンのみがなることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有する調停人を任命するようガバナーもしくはガバナーの代理人に要請依頼することができる。

(a) 調停の結果。調停によって後に論争当事者が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者、調停人、および理事会に記録を１部ずつ提出するものとする。クラブへの報告のために、当事者が承諾できる要約文を作成するものとする。論争当事者の一者が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争当事者も会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。

(b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第１節に定める仲裁に訴えることができる。

**第４節 ― 仲裁**。仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ 1名のロータリアンを仲裁人をとして指定し、両仲裁人は１名のロータリアンを裁定人をとして指定しなければならない。

**第５節 ― 仲裁人または裁定人の決定**。仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

**第18条 ― 細則**

本クラブは、RIの定款・細則、RIによって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と合致する細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い、改正することができる。

**第19条 ― 改正**

**第１節 ― 改正の方法**。本条第２節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。

**第２節 ― 第２条と第４条の改正**。第２条名称および第４条クラブの所在地域、は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低３分の２の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも21日前に、各会員およびガバナーに郵送されなければならない。改正は、RI理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関して RI理事会に意見を提供することができる。

**クラブ活動計画書等に掲載される場合は、この行以下の部分は削除して掲載して下さい。**

**編集者からのお願い**

 　上記のロータリークラブ定款は、2019年規定審議会で改正された部分を織り込んで作成しました。立法案集及び規定審議会会場で提案の説明や修正案について日本語に同時通訳されたものから作成しましたので、今後正式に発表される定款と部分的に多少違う場合があると思います。

 　上記の定款は、今後ＲＩの担当委員会で検討され、改正後の定款が発表されるまでの暫定的な定款としてお使い下さい。正式な改正後の定款が発表された際には、その発表された定款が正文になります。(自動的に読み替えられますから、クラブで作成し直さなくとも結構です。自動的に読み変えられるという事は、印刷された定款の一部が違う場合、正式な定款が正文になるという事です。)

　クラブ活動計画書等に改正前の定款を掲載されても構いませんが、2019年7月1日からは改正された部分は自動的にクラブ定款の一部になります。（この意味は、前段と同様です。RI細則2.030.1.）

 　従来の定款を、実質的な変更を加えることなく現代化および合理化する件がRI理事会から提案され採択されました。（制定案19-116）

提案者であるRI理事会から、「組織規定文書は審議会によって３年ごとに改正される。しかし、個々の項目が改正されるため、年月の経過とともに文章が断片化し、統一がなくなっている。標準ロータリークラブ定款の包括的改正は2001年に行われたきりで、クラブ定款の明確化と再編成には見直しが必要であることは明白である。」との説明がされています。18年ぶりの改正（整備）です。また、例外規定も整理されましたので、親しみやすい定款になったと感じます。

　今回の規定審議会では、メークアップの期間が、欠席した例会の前後14日間から、その年度内になりました。年度の早い時期にメークアップして、溜めておくことが出来るようになりました。（第10条第１節(c)）

 　上記の定款や改正内容についてのご質問がございましたら、ガバナー事務所にお問い合わせください。後日担当者からお答えします。

この改正後の定款作成にあたっては、成田ロータリークラブの松田泰長会員に大変お世話になりました。